

## 地域女性活躍加速化交付金交付要綱

制定 平成26年 2月17日府共第43号  
内閣府事務次官通知

### (通則)

第1 地域女性活躍加速化交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この交付金は、地域経済の活性化を図るため、企業等における女性の登用や女性の創業等に向けた地域ぐるみの取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を加速することを目的とする。

### (交付の対象及び交付率)

第3 内閣総理大臣(以下「大臣」という。)は、第2の目的を達成するために民間団体、地方公共団体等(以下「事業実施主体」という。)が実施する事業(以下「交付事業」という。)に要する経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

2 前項に定める事業実施主体は、別表1に掲げる者とする。

3 第1項に定める交付対象経費及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。

4 一事業実施主体当たり交付する交付金の額は、500万円を上限とする。

5 第1項に定める交付事業の実施に関して必要な細目は、内閣府男女共同参画局長(以下「男女共同参画局長」という。)が別に定める実施要領によるものとする。

6 交付事業は公募により実施するものとし、公募に関して必要な細目は、男女共同参画局長が別に定める公募要領によるものとする。

### (申請手続)

第4 事業実施主体は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条及び適正化法施行令第3条に基づき、別記様式第1号による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

### (交付申請書の提出期限)

第5 第4の交付申請書の提出期限は、男女共同参画局長が別に定める日までに行うものとする。

### (交付決定の通知)

第6 大臣は、第4の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を

交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に交付金交付決定の通知を行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第7 事業実施主体は、適正化法第9条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 事業実施主体は、交付事業の一部を他の者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

2 事業実施主体は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争性のある契約方式によらなければならない。ただし、緊急の必要その他の理由により競争性のある契約方式によることが困難又は不相当である場合には、この限りでない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 事業実施主体は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更承認申請書を大臣に提出しなければならない。

(1) 総事業費の20%を超える増減

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

① 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付事業を実施する事業実施主体の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。

② 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(3) 事業実施期間を変更しようとするとき。

(4) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該事業実施主体に通知するものとする。

3 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 適正化法第12条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告は、交付事業の実施年度の第2及び第3・四半期の末日現在において、別記様式第3号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出しなければならない。ただし、第15第2項に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して、当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(事業実施主体の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第12 事業実施主体は、交付金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第13 事業実施主体は、交付事業が完了したとき（第9の規定に基づく交付事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第5号による消費税等相当額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は無い場合であっても、その状況等について、第14第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第14 大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 大臣は、事業実施主体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第15 交付金は、第14の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要ながあると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第6号による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第16 大臣は、第9の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第17 事業実施主体は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (交付金の経理)

- 第18 事業実施主体は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 大臣は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、その交付金の経理について調査若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

#### (交付金調書)

- 第19 事業実施主体のうち地方公共団体にあつては、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

#### (勧告・助言等)

- 第20 大臣は、事業実施主体に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、交付事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。
- 2 大臣は、事業実施主体に対し、必要があるときは、交付事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### (その他)

- 第21 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、男女共同参画局長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成26年2月17日から施行する。

別表1（第3の2関係）

- 1 都道府県
- 2 市町村（特別区を含む。）
- 3 特定非営利活動法人
- 4 一般社団法人
- 5 一般財団法人
- 6 公益社団法人
- 7 公益財団法人
- 8 商工会連合会
- 9 商工会
- 10 商工会議所
- 11 農業協同組合連合会
- 12 農業協同組合
- 13 地方公共団体が出資する団体
- 14 地域の女性活躍推進のために組織された団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適切に行うことができる体制を有しているもの。）
- 15 内閣府男女共同参画局長が特に必要と認める団体

別表 2 (第 3 の 3 関係)

交付対象経費		交付率
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金	定額
2 報償費	謝金	
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）	
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（会議で供する茶等とし、懇親会等における飲食費用は含まれない。）、印刷製本費等	
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等	
6 委託料	コンサルタント等の委託料	
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料	
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（ただし、50万円未満のものに限る。）	
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当）（本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））	
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料	
11 補償費	借地料等	
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費	
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費	
14 研修手当	実践研修に要する手当	

平成 年度地域女性活躍加速化交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者役職・氏名 印

地域女性活躍加速化交付金交付要綱第4の規定に基づき、地域女性活躍加速化交付金の交付について、下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的及び内容  
別紙 実施計画書のとおり

2 交付金交付申請額 円  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

3 経費の配分

区 分	交付事業に 要する経費 (A + B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A) 円	その他負担 (B) 円	
地域女性活躍加速化 交付金				

注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、同税額が無い場合及び明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業実施主体の設立趣意書又は定款、寄附行為、規約等
- (2) 直近の収支決算（貸借対照表、損益計算書。）
- (3) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (4) その他交付申請書に記載した内容を補完するために必要な関係資料

(注) 都道府県又は市町村にあっては、(1) から (3) については省略することができる。

## 1 事業実施主体等について

## (1) 事業実施主体

事業実施主体（団体）名		
団体の形態		
所在地	〒	
代表者氏名		
代表者の電話番号及びFAX番号	TEL:	FAX:

## (2) 事業運営責任者名及び連絡先

団体名		
所在地	〒	
所属（部署名等）		
氏名及び役職		
電話番号及びFAX番号	TEL:	FAX:
E-mail		

## (3) 事業担当者名及び連絡先

団体名		
所在地	〒	
所属（部署名等）		
氏名及び役職		
電話番号及びFAX番号	TEL:	FAX:
E-mail		

## (4) 経理担当者名及び連絡先

団体名		
所在地	〒	
所属（部署名等）		
氏名及び役職		
電話番号及びFAX番号	TEL:	FAX:
E-mail		

## (5) 本事業を連携して実施する団体等

団体名		
団体の形態		
所在地	〒	
代表者氏名		
代表者の電話番号及びFAX番号	TEL:	FAX:
事業担当者の所属（部署名等）		
事業担当者の氏名及び役職		
事業担当者の電話番号及びFAX番号	TEL:	FAX:

注1) 団体名及び氏名には、ふりがなをつけてください。

注2) 団体の形態欄には、交付要綱の別表1のいずれの団体に該当するかを記載してください。

注3) 連絡先には、必ず連絡がとれる電話番号等を記載してください。

注4) 審査結果の通知は、(1)に記載された所在地及び代表者宛に送付します。

注5) (5)の連携団体が複数ある場合は、行を増やして全て記載してください。



## 2 事業実施主体の概要

※ 事業実施主体の活動内容等を簡潔に記載してください。

## 3 連携団体の概要

※ 連携団体の活動内容等を簡潔に記載してください。

## 4 過去に事業実施主体が実施した類似・関連事業の実績、実施内容等

※ 事業概要、実績報告等の既存の資料があれば別途添付してください。

## 5 平成25年度及び26年度事業において、実施している又は既に採択が決定している類似・関連事業があれば、実施年度、補助元・委託元名、事業名及び事業概要

※ 事業概要等の既存の資料があれば別途添付してください。

## 6 事業の実施体制

- ※ 担当者名や所属部署、担当内容、人員数等可能な限り詳細に記載してください。
- ※ 連携団体との具体的連携方法及び事業実施に向けての現時点の連携団体との調整状況についても記載してください。
- ※ 事業の一部を他団体等に委託する場合は、委託先、委託する理由、委託する事業の内容及びそれに要する経費を漏れなく記載してください。

## 7 事業運営責任者の経歴・実績等

- ※ その事業運営責任者を適当とする理由がわかるように記載してください。

## 8 事業を実施するための事務費用の管理・監督方法

- ※ 財務規則等がある場合は別途添付してください。

## 9 過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無及びその概要

- ※ 該当する場合は、当該取消しを受けた日も記載してください。

## 地域女性活躍加速化交付金 実施計画書 II

### 1 事業の目的・目標

- ※ 現状と課題を含めて記載してください。
- ※ 企業等における女性の登用や女性の創業等の加速化、地域経済の活性化に本事業がどのように貢献するかわかるように記載してください。

### 2 事業内容（取組内容）

- ※ 「行動計画の策定」、「女性の活躍の加速化に資する取組の実施」、「事業の実施による効果の検証及び今後の課題の整理」等のように適宜分類して記載してください。
- ※ 「女性の活躍の加速化に資する取組の実施」については、具体的な取組内容を明記してください。

注) 別途、具体的な実施時期を記入したスケジュールを添付してください。

### 3 事業の実施により期待される効果

--

### 4 事業効果の検証及び今後の課題の整理の方法

--

### 5 経費の内訳

(単位：千円)

取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	

注1) 取組内容は、2の「事業内容(取組内容)」と整合性をとって記載してください。

注2) 「他の補助金等」がある場合は、補助者が具体的にわかるように記載してください。

注3) 別途、単価、員数、日数等がわかる積算資料を添付してください。

(全体に関する注) 本様式については、枚数に制限はありませんので、適宜、行を追加して記載してください。

平成 年度地域女性活躍加速化交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者役職・氏名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、地域女性活躍加速化交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容  
別紙 実施計画書のとおり
- 3 経費の配分

区 分	交付事業に 要する経費 (A + B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A) 円	その他負担 (B) 円	
地域女性活躍加速化 交付金				

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、同税額が無い場合及び明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

(注)

- 1 金額の変更のない場合は [ ] の部分を除くこと。
- 2 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。
- 3 変更前後が対照比較できるように、変更に係る部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入すること。
- 4 実施計画書に変更がある場合は、変更に係る部分の変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入し、その旨を書類中に明記すること。また、事前に提出している添付書類等に変更がある場合は、従前との違いが分かるように記載し、提出すること。

平成 年度地域女性活躍加速化交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者役職・氏名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
地域女性活躍加速化交付金交付要綱第11の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況（第 号 四半期末現在）

区 分	実施計画		○月末時点出来高（注）		進捗率 (B) / (A)	備考
	事業費(A)	国庫 交付金	事業費(B)	国庫 交付金		
地域女性活躍加 速化交付金	円	円	円	円	%	

(注) 「事業費」及び「国庫交付金」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

3 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者役職・氏名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
下記のとおり事業を実施したので、地域女性活躍加速化交付金交付要綱第13の規定に基づき、その実  
績を報告する。  
(また、併せて精算額として 円の交付を請求する。)

記

1 事業実施内容  
別紙のとおり

(注) 事業実施内容については、交付申請書に添付した「実施計画書 II」に準じて記載する  
ものとし、このうち「3 事業の実施により期待される効果」を「3 事業効果」とし、  
「4 事業効果の検証及び今後の課題の整理の方法」を「4 今後の課題」と置き換えて  
記載すること。

2 経費の配分

区 分	交付事業に 要した経費 (A + B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A) 円	その他負担 (B) 円	
地域女性活躍加速化 交付金				

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には減額した金額を、  
同税額が無い場合及び明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 事業完了年月日 平成 年 月 日

4 添付書類

(注) 添付書類については、事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の  
写し、領収書等の写し、事業を委託して実施した場合は委託契約書の写し、当該事業の実  
施により策定した行動計画の写し、取組を実施したことを説明しうる関係書類（開催通知、  
パンフレット、チラシ等）を添付すること。また、このほか、交付申請書等の添付資料に  
変更があった場合は、当該資料を添付すること。

別記様式第5号（第13関係）

平成 年度地域女性活躍加速化交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者役職・氏名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
地域女性活躍加速化交付金交付要綱第13の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額<br>(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                        | 金 | 円 |
| 3 仕入れに係る消費税等相当額の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額             | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）                      | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料





別記様式第7号（第19関係）

平成〇〇年度  
内閣府所管

地域女性活躍加速化交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
交付事業名	交付決定額	交付率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	
〇〇事業														
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 1 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。